

人材紹介契約書

_____(以下「甲」という)と株式会社T h e L i n e _____(以下「乙」という)とは、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に人材採用のための人材紹介を依頼する。

第2条（内容）

- 甲は乙に対し、求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他を明示し、乙はこれに基づき紹介を行う。
- 乙は甲の依頼に基づき、適切と判断した候補者を甲に紹介する。
- 乙は甲に必要なアドバイスをを行い、採用選考の支援を行う。

第3条（人材紹介料）

- 甲は乙が紹介した人材を採用決定した場合、労働基準法第15条に基づく労働条件その他を明示した労働条件通知書、内定承諾書を発行するとともに、人材紹介料として、採用決定者の決定年収 20 %を乙に支払う。決定年収とは、定義として労働条件通知書、内定承諾書に記載される月給の12か月分とする。
- ターゲットインセンティブ等がある場合は、決定年収額に含む。

第4条（支払方法等）

前条の人材紹介料は、入社月の末日締め、翌月末支払いとし、乙が指定する金融機関口座への振込により支払う。なお、乙から甲への請求額には消費税等を加算し、銀行振込手数料は甲の負担とする。

第5条（守秘義務）

- 乙が甲に提供する人材情報は個人情報につき、甲は守秘義務を負う。甲は、個人情報を目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、第三者に開示、漏洩し又は使用させてはならない。また、個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。
- 同様に、乙は本件に関して知り得た企業情報について守秘義務を負う。乙は、企業情報を目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、これを第三者に開示、漏洩し又は使用させてはならない。また、企業情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。
- 前2項の規定は本契約が終了した後も有効とする。

第6条（第三者提供）

乙は、人材紹介を目的として業務提携先に甲の企業情報を提供することがある。この場合、乙は当該業務提携先に対して乙と同様の守秘義務を負わせるものとする。

第7条（早期退職）

- 乙が甲に紹介した人材が、入社後1ヵ月以内に自己都合により退職したときは、乙は第3条に定めた人材紹介料の50%を甲に返還する。
2ヵ月以内に自己都合により退職したときは、乙は第3条に定めた人材紹介料の30%を甲に返還する。
3ヵ月以内に自己都合により退職したときは、乙は第3条に定めた人材紹介料の20%を甲に返還する。
- 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、両者の協議により、他の採用決定者にかかる人材紹介料との相殺によることができる。

第8条（契約の解除）

甲及び乙は、本契約に定められた事項について、相手方に重大な違反があった場合には、本契約を解除することができる。ただし、事前に相手方に対して文書による催告を要するものとする。

第9条（契約締結時の費用）

この契約に必要な費用は甲・乙折半で負担する。

第10条（契約期間及び更新）

契約期間は契約締結日より1年間とし、更新時期の1ヵ月以上前に文書による契約終了の通知がない限り、更に1年間自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

第11条（苦情の処理）

- 甲及び乙は、紹介した人材からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、紹介した人材から申出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を個別契約に定める。
- 甲及び乙は、紹介した人材から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなくてはならない
- 前項により苦情を処理した場合には、甲及び乙は、その結果について必ず紹介した人材に知らせなければならない

第 1 2 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保障する。
- (1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(6) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行なわないことを表明する。
- (1) 暴力的な方法による要求をすること

(2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること

(3) 取引に関し脅迫的な言動をし又は暴力を用いること

(4) 風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業績を妨害すること

(5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行なわせること

(6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行なうこと

(7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行なうこと

(8) その他前各号に準ずる行為

第 1 3 条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第 1 4 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、両者記名捺印の上、甲・乙各 1 通を保管する。

年 月 日

(甲) 本 店 :
商 号 :
代表者 : (印)

(乙) 本 店 : 東京都中野区新井 2-7-2
商 号 : 株式会社 TheLine
代表者 : 代表取締役 安達 直樹 (印)